

医療保険

重要事項説明書

(済生会川俣訪問看護ステーション)

利用者： _____ 様

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

ご利用事業所の名称	済生会川俣訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒960-1406 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2の4	
連絡先	電話 024-565-4213	FAX 024-538-2601
指定年月日・事業所番号	平成24年10月1日	福島県 0762090066
管理者の氏名	所長 高野 昌子	
通常の事業の実施地域	川俣町 伊達市 福島市 二本松市	

(2) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日および土曜日の午前中 ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月30日～1月3日）及び開院記念日（4月15日）	
営業時間	平日 8時45分～17時	土曜日 8時45分～12時

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤3人 非常勤0人	作業療法士	常勤1人 兼務0人
准看護師	常勤0人 非常勤0人	理学療法士	常勤0人 非常勤0人
事務職員	常勤0人 兼務1人		

2 事業の目的・運営方針

事業の目的	主治医より訪問看護が必要と判断された、ご利用者様に対し訪問看護サービスを提供し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。
運営の方針	ご利用者様の心身の状況や家庭環境を踏まえ、適切な訪問看護のサービスを24時間体制で提供します。ご利用者様個々の主体性を尊重して、関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3 提供するサービスの内容について

訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
サービスの内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状観察・健康相談（バイタルサイン、病気の観察と助言、食事指導、環境整備） ②日常生活の援助（清拭、入浴介助、洗髪、食事介助、排泄介助） ③医師の指示による医療処置（吸引、胃ろう、在宅酸素、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理、人工呼吸器、褥瘡処置） ④認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言） ⑤苦痛の緩和と看護 ⑥在宅看取りの看護 ⑦リハビリテーション（ADL 動作訓練・介助指導、ポジショニング指導、起居動作訓練等） ⑧その他（家族の相談と支援、主治医や医療機関との連携）

4 サービスのご利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

まずはお電話などでご相談ください。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の一週間前までに、事業所までお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします

③自動終了

- ・ご利用者様が介護保険施設などに入所または入院した場合（3ヶ月以上）
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が正当な理由なくサービス提供をしない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず30日以内に支払われない場合や当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります

(3) その他

- ・ご利用者様に、ほかのご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- ・暴風警報など天候が極めて不良の場合は、ご連絡したうえで、訪問を見合わせまたは振替える場合があります。

5 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービス提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密および個人情報について正当な理由がない限り、契約中および契約終了時においても、第三者には漏らしません
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密および個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます
- (3) 事業者は、利用者および利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医などとの連絡調整において必要な場合に限り、必要最低限の範囲内で使用します。
- (4) (1)にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援などに関する法律（平成17年法理124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

6 利用料金1

(1) 利用料金

項目		金額	割合			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）		週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物居住者） （1日につき）	同一日に 2人の患者様訪問	週3日目まで 週4日目以降	5,550円 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	同一日に 3人以上の患者様訪問	週3日目まで 週4日目以降	2,780円 3,280円	278円 328円	556円 656円	834円 984円
訪問看護管理療養費		月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
難病等複数回訪問加算		1日2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算		1日につき	2,650円	270円	530円	800円
長時間訪問看護加算（90分超え）		要件による1~3回	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算（看護師、PT、OT等）		週1日	4,500円	450円	900円	1,350円
夜間・早朝訪問看護加算（18-22時/6-8時）		1日1回まで	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-翌6時）		1日1回まで	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算		月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算		I（月1回）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II（月1回）	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		1回 ガン末期は2回/適応時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		特別管理加算対象のみ	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算		退院日/適応日	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		適応月/月1回迄	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		適応月/月2回迄	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		特定業務	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費		月1回	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費		1（適応時）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
		2（適応時）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料		月1回	780円	78円	156円	234円

(2) その他の保険外料金

エンゼルケア	13,000円
エンゼル処置セット	3,000円

(3) 交通費

下記の交通費をいただきます。

交通費	片道のみ1kmにつき（小数点四捨五入切り上げ）	50円
-----	-------------------------	-----

(4) キャンセル料金

キャンセル料は頂いておりません。

ただし、体調や容態の急変などやむを得ない事象がある場合以外は訪問日前日の午後4時30分までにご連絡をお願いいたします。

(5) 利用料金などのお支払方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は一か月ごとにまとめて請求します。

なお、利用者負担金の受領に係る領収書などについては、利用者負担金の支払いを受けた翌月に訪問職員がお持ちします。

支払方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月に、あなたが指定する口座より引き落とします。
現金支払い	原則として現金でのお支払いはお受けしていません。 やむおえない場合のみ、サービスを利用した月の翌月に現金にてお支払いください。

※正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払い督促から14日以内に支払いがない場合、サービス提供を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 緊急時における対応方法について

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求めるなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

8 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当時業者の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2の4 電話番号 024-565-4213
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	市町村（保険者）の窓口 川俣町保健福祉課	電話番号 024-566-2111
	公的団体の窓口 福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-523-2700

9 虐待防止について

事業者は、利用者などの人権擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	高野昌子
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 サービス利用にあたっての注意点

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りさせていただいています。
- (2) 体調や様態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)または当事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) サービス提供の際、ペットは居室内に入らないよう対応をお願いいたします。
- (4) 訪問中に身体的暴力・暴言やセクハラ行為（嫌がらせ等）があった場合には訪問看護サービスを中止させていただきます。(場合によっては法的措置を取らせて頂きます)

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2の4

名称 済生会川俣訪問看護ステーション 印

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

ご利用者 住所

氏名 印

署名代行人（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

★ 24 時間対応体制加算 (1 ヶ月につき 6,800 円 1 割負担の方は 680 円)

(急時訪問看護を必要に応じて受けることができます。ただし訪問させていただいた場合の訪問時間にかかる費用は別途かかります)。

同意する

同意しない

【事業者】

住所： 福島県伊達郡川俣町鶴沢字川端 2 の 4

名称： 済生会川俣訪問看護ステーション

説明者 _____ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、
了承しました。

【ご利用者】

住所

氏名

【署名代行人・又は法定代理人】

住所

本人との続柄

氏名